

はしがき

先般、(株)日本法令より、役員退職給与についての出版企画をいただいた。類書が多数ありそうだが、意外にも、役員退職給与だけについて解説した書籍は、あまりないのだとのことだった。

なるほどと思いつつ、大阪勉強会の仲間たちに相談してみたところ、是非とも、自分たちで執筆したいとの話になった。確かに、役員退職給与は、実務上問題の宝庫であり、実務知識確認には絶好の機会でもあった。

特に、最近では、注目すべき役員退職給与の裁判例・裁決例が続いたこともある。なかでも分掌変更役員退職給与については、実務家の中でもかなり話題になった。

しかし、この裁判例については、手放しで賞賛してよいものかは、甚だ疑問であるというのが、著者たちの認識であり、この点についても実務上の注意喚起をしておきたいという気持ちがあった。

そして、役員退職給与は、税務の中でも、とりわけ法務の影響が大きな領域であり、議事録の作成の有無が、実務上の要点になることも少なくない。そこで、司法書士の北詰健太郎先生の全面的な協力を得て、議事録の雛形だけでなく、実務上の留意点についても触れていただいた。特に、死亡退職金支給時の議事録作成の注意点は、類書では見かけたことがないので、読者の参考になると思う。

その他の、本書の特徴は以下である。

- (1) 読みやすい座談会方式で総論を掴み、その後の各論で詳細を掴

める。

第1章は口語調の座談会方式で、寝転がって楽に読める部分で、ざっくり大要を掴んでいただく。第2章以下の各論部分のQへのリファレンスを付けているので、イントロとして役立てていただければと思う。

- (2) 各論部は、QA解説で記載され、第2章から第5章までの基本編（**Q1**～**Q14**）と第6章の裁判例・裁決例編（**Q15**～**Q22**）とに分かれている。

退職給与の大きな特徴として、法務が大きく税務に影響を与えているという点がある。まず、基本編では、法務を踏まえて税務の知識を得られるよう工夫してある。その上で、さらに具体的な裁判例や裁決例を見て、理解を深めていただくという狙いである。

また、中でも、第4章として、所得税関係で**Q11**から**Q13**まで3つのQを扱っている点も、退職給与の実務に鑑みた、本書ならではの特徴といえるだろう。

- (3) 巻末に重要資料として残波事件裁決・判決文と退職時利用書式集を収録している。

残波事件については、紙数の制約があるものの、コメントを入れつつ、裁決例及び地裁判決文の重要部分を収録した。判決文を読む契機としても利用していただけないかとの意欲的試みである。

また、議事録以外の退職時に利用する書式を集め、簡単な解説を付けておいた。

実務では失念しがちな部分もあるので、是非参考にしていただきたい。

本書は、このような特徴を有しているつもりである。

なお、令和4年で改訂の機会を得たことから、裁決例・裁判例の追加収録と、収録内容の一部見直しを行った。今回の改訂が、改訂版を購入下さった読者の皆様の期待に応えるものになっていることを願いつつ、そして、お声がけいただいた(株)日本法令の竹淵氏に感謝の気持ちを伝えさせていただきつつ、筆を置きたい。

令和4年9月

大阪勉強会グループ

濱田 康宏

北詰健太郎

内藤 忠大

岡野 訓

村木 慎吾

白井 一馬

❖目次❖

第1章

座談会 役員退職給与の実務論点

- I 役員退職給与、何が問題？……………2
- II 役員退職給与の盲点……………3
 - ① 退職の事実に基づく支給であること／3
 - ② 株主総会支給決議による金額確定が必要であること／4
- III 役員退職給与の相談を受けたら……………6
 - ① 不相当高額否認の懸念はないか／6
 - ② 分掌変更退職給与になるか／8
 - ③ 金融庁による節税保険の規制／10
- IV 受給側の処理と源泉徴収の処理……11
 - ① 受給側の処理／11
 - ② 源泉徴収の処理／12

役員退職給与の会社法上の実務

- ① Q1 役員退職給与の法的性質…………… 16
 - ① 取締役の報酬等の法的性格／16
 - ② 職務執行の内容／18
 - ③ 使用人における勤労の対価との違い／20

- ② Q2 役員退職給与支給決議の法務上の留意事項…………… 22
 - ① 会社法が本来予定する決議方法／22
 - ② 実務上許容されている決議方法／24
 - ③ 定款における機関設計の確認の重要性／27

- 書式1：役員退職給与支給決議株主総会議事録
 取締役会・代表取締役非委任型
 (生前給付型)…………… 29

- 書式2：役員退職給与支給決議株主総会議事録
 取締役会・代表取締役委任型
 (生前給付型)…………… 31

役員退職給与の税務上の基本事項

- ① **Q3** 税務上の適正額の算定方法 …… 36
 - ① 法令の定め／36
 - ② 適正額算定方法の種類／38
 - ③ 実務上の留意点／39

- ② **Q4** 支給時期と税務上の留意事項 … 41
 - ① 債務確定と損金算入時期／41
 - ② 損金経理を要件に支給日を損金算入時期とすること／42
 - ③ その他の実務上の留意事項／45

- ③ **Q5** 支給方法(未払の可否)の基本的留意事項 …………… 46
 - ① 実質退職における役員退職給与の支給方法／46
 - ② 分掌変更役員退職給与の支給方法／48

- ④ **Q6** 分掌変更役員退職給与の基本的留意事項 …………… 50
 - ① 分掌変更退職給与の基本的理解／50
 - ② 分掌変更退職給与の未払支給の可否／54
 - ③ 退職の事実認定／56

- **⑤ Q7 不相当高額否認の基本的留意事項** 60
 - ① 法令の定め／60
 - ② 平均功績倍率法の適用根拠／61
 - ③ 同業類似法人の選定／63
 - ④ 最終報酬月額／64
 - ⑤ 功績倍率／64
 - ⑥ 勤続年数／65

- **⑥ Q8 死亡保険金と退職給与支給額** .. 66
 - ① 死亡保険金と退職給与との関係／66
 - ② 死亡保険金の収益計上時期／68
 - ③ 自社株評価における取扱い／69

- **書式3：役員退職給与支給決議株主総会議事録**
 取締役会・代表取締役非委任型
 (死後給付型) 73

- **書式4：役員退職給与支給決議株主総会議事録**
 取締役会・代表取締役委任型
 (死後給付型) 75

- **⑦ Q9 弔慰金と役員退職給与** 78
 - ① 法務における弔慰金と役員退職給与との関係／78
 - ② 税務における弔慰金の範囲(相基通3-

20) / 79

③ 弔慰金と役員退職給与を同時に振り込む
場合の注意事項 / 82

④ 株式評価と弔慰金 / 83

■ 書式 5 : 死亡退職慰労金・弔慰金支給決
議株主総会議事録 84

■ ⑧ Q10 現物退職給与 87

① 退職給与を現物支給する場合の法制上の
理解 / 87

② 現物支給をする際の源泉徴収事務 / 88

③ 現物支給に関する法人税及び消費税の
取扱い / 89

④ 不動産を現物支給した場合の登記原因 / 93

⑤ 生命保険契約を現物支給した場合の取扱い
の変更 / 94

第 4 章

役員退職給与の所得税 (退職所得) 計算

◆ 令和 3 年度税制改正による退職所得課税の
改正 98

■ ① **Q11** 使用人からの昇格役員の退職所得控除額計算(1)～一時金制度のみ 100

- ① 退職所得の金額の計算の概要／100
- ② 役員の勤続年数による論点／101
- ③ 使用人分の退職手当等の支給時期による論点／102
- ④ その年中に特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合／104

◇ **Column** 執行役員への就任と使用人分退職金…… 110

■ ② **Q12** 使用人からの昇格役員の退職所得控除額計算(2)～中退共併用型 111

- ① 中退共併用型における計算／111
- ② みなし退職手当等に係る退職所得の金額の計算の留意点／112
- ③ 前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けている場合の退職所得控除額の計算の特例／112

◇ **Column** みなし退職手当等 115

■ ③ **Q13** 非居住者である役員に対する退職給与 116

- ① 役員に対する課税／116

- ② 源泉徴収義務／119
- ③ 居住地国での課税／120
- ④ 住民税の取扱い／120

◆ **Column** 退職所得の受給に関する申告書の記載
誤りと源泉徴収税額の精算 …………… 122

第5章

その他の役員退職給与の税務論点

- ① **Q14** 出向者の退職給与負担方法と
支給方法…………… 124
 - ① 出向者の退職給与負担金の原則／124
 - ② 出向者の退職給与負担金の精算方法／126
 - ③ 定期的に出向者退職給与負担金を支払う
方法の留意点／128

第6章

役員退職給与に関する判決・裁決例

- ① **Q15** 飯田精密事件
～不相当高額否認事件・その1
…………… 132
 - ① 事件の概要／132
 - ② 裁判所の判断の内容／134
 - ③ 実務での対応／136

- **② Q16 残波事件**
 ～不相当高額否認事件・その2
 139
 - ① 事件の概要／139
 - ② 平成24年12月18日裁決／140
 - ③ 東京地裁平成28年4月22日判決／143

- **③ Q17 平均功績倍率50%加算事案**
 ～不相当高額否認事件・その3
 149
 - ① 事件の概要／149
 - ② 法人税法34条2項及び法人税法施行令70条1項2号の趣旨／150
 - ③ 本件役員退職給与の額のうち「不相当に高額な部分の金額」／152
 - ④ 東京地裁の判断／154
 - ⑤ 控訴審判決（東京高裁平成30年4月25日）の概要／157
 - ⑥ 一審判決の提示した問題／159

- **④ Q18 東京地裁平成27年2月26日**
 ～分掌変更退職給与事件・その1
 161
 - ① 事件の概要／161
 - ② 株主総会決議はあったのか／162
 - ③ 通達の分割支給への考え方／163
 - ④ 判決の課題／165

- **5** **Q19** 東京地裁平成20年6月27日
 ～大株主の分掌変更退職/
 分掌変更退職給与事件・その2
 167

 - ① 事件の概要と課税庁による分掌変更の事実の否認/167
 - ② 分掌変更役員退職給与が否認されるとどうなるか/168
 - ③ 課税庁による利益操作としての未払金経理否認/169
 - ④ 矛盾する2通の株主総会議事録の疑惑/169
 - ⑤ 裁判所による分掌変更事実の認定/171
 - ⑥ 裁判所による判断～監査役横すりによる分掌変更は不可か/171
 - ⑦ 裁判所による判断～大株主であることが分掌変更事実の障害になるか/172
 - ⑧ 裁判所による判断～退職給与額確定時期の認定/174

- **6** **Q20** 令和2年12月15日裁決
 ～退職した代表取締役の
 みなし役員該当性
 176

 - ① 事件の概要/177
 - ② 基礎事実/177
 - ③ 原処分庁の主張/179
 - ④ 請求人の主張/180

⑤ 国税不服審判所の判断／182

⑥ 実務での対応／186

■ **⑦ Q21** 平成31年1月24日裁決
～未収退職給与は相続税の
対象になるか
..... 188

① 事件の概要／188

② 平成31年1月24日裁決／190

③ 実務の視点からの検討／191

■ **⑧ Q22** 平成28年6月27日裁決
～3倍未満の低い功績倍率が
採用された事例
..... 194

① 事件の概要／194

② 役員退職給与額／196

③ なぜ、原処分において平均功績倍率1.53倍と
なったのか／197

④ 実務での対応／199

資料

重要裁決・判決文 〈比嘉酒造（残波）事件〉

平成24年12月18日裁決 202

東京地裁平成28年 4 月22日判決	216
--------------------------	-----

退職時利用書式集

1 給与所得者異動届出書 (住民税普通徴収切替届出)	226
2 退職所得の受給に関する申告 (退職所得申告)	226
3 住民税に係る退職所得の納入書	233
4 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿 の作成	238
5 退職所得の源泉徴収票 (同合計表)	241

凡 例

本書では、かっこ内等において、法令・通達の表記につき以下のとおり省略している。

法人税法	法法
法人税法施行令	法令
所得税法	所法
所得税法施行令	所令
所得税法施行規則	所規
地方税法	地法
法人税基本通達	法基通
所得税基本通達	所基通
相続税法基本通達	相基通

(例) 法人税法第22条第3項第2号 → 法法22③二

第1章

座談会 役員退職給与の実務論点



① 役員退職給与、何が問題？

濱田 役員退職給与については、実務上、金額も大きく、否認リスクに気を遣う領域だと思うのですが、皆さんは実務上どのように捉えていますか？

岡野 私の場合は、事業承継の局面でお話をすることが多いのですが、オーナー退職給与の話は避けて通れません。その際には、分掌変更退職給与の否認リスクに一番神経を使いますね。

内藤 事業承継の局面では、自社株の評価引下げのためにも退職給与を支給しておきたい、というのがありますよね。

白井 私も事業承継の相談で検討することが多いですね。その意味では、分掌変更退職給与の話が最も大きな問題だというのは、岡野先生のおっしゃるとおりです。ただ、最近では、会社を清算して引退という関与先も徐々に始めているので、退職給与がいくらもらえるか、というのも重要な関心事です。

村木 確かに、分掌変更退職給与の否認と不相当高額否認の問題が、役員退職給与の実務2大問題という感じです。ただ、それ以前に、役員退職給与の法務面での問題点を理解していないために失敗している事例も多いですよ。

濱田 そうですね。細かい点は各論で扱うとして、ここでは、大枠として、役員退職給与の実務論点を確認しておきましょうか。

II 役員退職給与の盲点

I 退職の事実に基づく支給であること

⇒ Q4、Q5、Q6、Q19 関連

白井 分掌変更退職給与で最も問題になるのは、支給が退職の事実に基づく支給であるか否かですね。

ココに注目!

- 支給が退職の事実に基づく支給であるか否か。

内藤 つまり、分掌変更によって、会社を実質的には退職したのと同様であるといえない限り、在職が継続している段階での支給は、賞与にすぎないと整理される危険性が伴うわけです。

岡野 わかりやすく「賞与」と言っていただきましたが、正確に言えば、役員給与として損金算入が認められた類型のいずれにも属さないために、損金不算入になるということですね。

村木 給料を半分にすれば、在職したまま退職給与を取れるなどという誤解が蔓延していたために、この点は、いまだにトラブル

が起りやすいですね。私は、そのような誤解は過去の話だと思っていたのですが、いまだに、金融機関などからは、できる前提での確認の相談があったりします。

濱田 税理士でもそうですね。通達の列挙事由が、例示にすぎないという理解がなく、自分に都合よく読んでしまう、いわば「勝手読み」の典型だと思いますが。

② 株主総会支給決議による金額確定が必要であること

☞ **Q1**、**Q2**、**Q18** 関連

岡野 もう1つ、実務の失敗で多いのは、株主総会による支給決議の失念ですね。

ココに注目!

- 役員退職給与の支給には、株主総会支給決議による金額確定が必要!

北詰 税理士さんの誤解で一番多いと感じるのがここです。取締役会議事録で役員退職給与の支給決議を済ませていて、株主総会での決議がないという事例は頻繁に出会います。

濱田 それって、会社法上は問題なので、法務畑の人から見ると、目が点なのでしょうね。

北詰 ええ、でも、あまりにも皆さん堂々とそうされているので、なぜだろうと思っていました。

内藤 通達で、支給時に損金経理すればそれを認めるという扱いがあるので、税理士実務では、この論点に気づかず、素通りしているのでしょうか。

白井 法律上は、株主総会の決議がなければ、そもそも役員には退職金請求権は存在しないわけですね。従業員とは異なって。

村木 そうです。取締役は経営のプロですから、プロに報酬を払うのに、別個に退職給与を出す理由がありません。あるのは、「よくやってくれた」という感謝の気持ちを示す慰労金です。

北詰 つまり、慰労金として株主総会が支給決議して確定しない限り、債務確定しないのですよね。

岡野 役員退職給与規程が制定されていれば、それに従って処理するので、株主総会決議が不要という誤解も多いですね。規程があってもなくても、株主総会による支給決議は、その都度必要になることがわかっていない。

濱田 個人的には、規程を作ると、「当然、それだけもらえる」との誤解を生みますし、中小企業の場合は、作らないほうがよいでしょうとお話しています。

内藤 なるほど、それも一理ありますね。功労加算などの考え方は、保険会社などが提供している規程集と、課税当局との考え方でズレがありますし。

村木 規程作成は、役員退職給与の場合、上場企業以外では、絵に描いた餅になることが少なくありませんね。

Ⅲ 役員退職給与の相談を受けたら

1 不相当高額否認の懸念はないか

☞ **Q3**、**Q7**、**Q15**、**Q16**、**Q17** 関連

白井 さて、同業者から受ける相談で一番多いのは、恐らく、いくらまで出しているのか、というものです。

北詰 何か指針のようなものはあるのですか？

村木 最終報酬月額に勤続年数と功績倍率を乗じて計算するとして、功績倍率3倍までは、現場では問題なく通るという認識です（**Q3** 参照）。

岡野 そうですね。「現場では」というのがポイントで、争いになると、これよりもはるかに低い功績倍率しか認められなかった事例が多々あります。

◆ 著者略歴 ◆

大阪勉強会グループ

愛知・大阪・京都・広島・熊本の税理士が、月に何度か大阪に集まって行っている税法及び税理士実務についての研究会グループ。平成22年4月、グループ法人税制の勉強会を契機に発足。

主要共著

- ・『法人税の純資産』（中央経済社）
- ・『「むずかしい税法条文」攻略本』（中央経済社）
- ・『実務目線からみた事業承継の実務』（大蔵財務協会）
- ・『実践 一般社団法人・信託活用ハンドブック』（清文社）

などのほか、現在、週刊税務通信で連載あり。

濱田 康宏〔はまだ やすひろ〕

税理士・公認会計士

1966年、広島県福山市生まれ。

旧太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）出身。

現在、濱田会計事務所（広島県福山市）所長。

大阪勉強会グループ共著以外の主要著書は、『役員給与 第2版』（中央経済社）。

好きな言葉

「助からないと思っても助かっている」（大山十五世名人の言葉）

ひとこと

もともと公認会計士出身で、税法がさっぱりわからないスタートでした。

その後諸先輩方や大阪勉強会のメンバーの皆さんのおかげで、税法を徐々に学んできたという意味で、私がメンバーの中では一番不出来ですが、迷惑を掛けずに済むよう、日々修練していきたいと念じています。

北詰 健太郎 [きたづめ けんたろう]

司法書士

1984年、岐阜県岐阜市生まれ。

現在、司法書士法人F & Partners 代表社員。

大阪勉強会グループ共著以外の主要著書は、「少額債権の管理・保全・回収の実務」(商事法務)。

好きな言葉

「利他」「共生」

ひとこと

司法書士になって10年が経過しましたが、日々自分がやっている仕事の重みを実感するようになってきました。

役員変更登記1つをとっても、顧客にとってそれがどれだけ大きなことで、私に託されているのか。

そういうこと感じ取る感性を大事にしていきたいと考えています。

内藤 忠大 [ないとう ただひろ]

税理士

1970年、静岡県湖西市生まれ。

大原簿記専門学校横浜校(所得税法)の専任講師。愛知県内の会計事務所に勤務。

現在、内藤忠大税理士事務所 所長。

大阪勉強会グループ共著以外の主要著書(共著)は、「会社分割実務必携」(法

令出版)、『平成30年度版 税制改正の要点解説』(清文社)。

好きな言葉

「発見、秘策、普遍、変化、保守」

ひとこと

ブラックホールとかけて難解条文と解きます。その心は。どちらも足を踏み入れると抜け出せません。

岡野 訓 [おかの さとる]

税理士

1969年、熊本県天草郡生まれ。

株式会社肥後銀行から熊本市の会計事務所勤務。

現在、税理士法人さくら優和パートナーズ代表社員。

好きな言葉

「憂きことのおこの上に積もれかし 限りある身の力試さん」(山中鹿之助の言葉(熊沢蕃山の言葉とも))

ひとこと

税務に関する情報を毎日ブログにて発信しています。「大阪勉強会からの税法実務情報」(<http://taxmlcheck.jugem.jp/>)もぜひご覧ください。

村木 慎吾 [むらき しんご]

税理士

1980年、大阪府八尾市生まれ。

税理士法人トーマツ(現デロイト トーマツ税理士法人)勤務。

現在、村木税理士事務所 代表。

大阪勉強会グループ共著以外の主要著書は、『外国税額控除制度・外国子会社配当金益金不算入制度(国際的二重課税排除の制度と実務 第3版)』(法

令出版)。

好きな言葉

「一日一日を懸命に生きれば、未来が開かれていく。将来を見通すということは、今日を努力して生きることの延長線上にしかない。」(稲盛和夫)

ひとこと

毎日、昨日の自分と競争しています。今日の自分は、昨日の自分より1ミリでも前進できたか。自問自答を繰り返しています。

白井 一馬 [しらい かずま]

税理士

1972年、大阪府藤井寺市生まれ。

税理士法人ゆびすいを経て、現在、白井税理士事務所(京都府京田辺市)所長。

大阪勉強会グループ共著以外の主要著書は、『税理士はいかにミスと向き合うべきか—失敗事例に学び実務に生かす思考法—』(清文社)。

好きな言葉

「若い時われわれは学び、年をとってわれわれは理解する」(マリー・エブナー=エッセンバッハ(オーストリアの作家))

ひとこと

複雑化する一方の税法は1人ではとても対処できません。コロナ禍でもweb会議で議論を続け、雑誌連載、書籍発刊を続けているのが大阪勉強会です。毎回白熱した真剣な議論……というよりは、税法が好きで税理士業務の議論を楽しんでいます。